

# 奈良・人と自然の会

## 会 則

(名 称)

第 1 条 この会の名称は「奈良・人と自然の会」とする。以下「会」という。

(設立主旨)

第 2 条 この会は、NPO法人シニア自然大学校の地域部会活動として設立する。

(目 的)

第 3 条 この会は、奈良の歴史的風土を保全し、自然環境教育の実践を通じて会員間の親睦と地域社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この会の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ならやま里山整備事業
- (2) 情報発信、自然学習等の社会貢献活動
- (3) 講演会、研修会、観察会、クラブ活動
- (4) 安全・救急・衛生等の講習会
- (5) 調査、研究及び提言
- (6) 会報誌、ホームページ等の広報活動

2. 前項の事業を行なうにあたっては安全確保を最優先とする。

(会 員)

第 5 条 この会の会員は会の目的に賛同して入会した個人とする。

2. 入会を希望するものは、所定の手続きを経て会長の承認を得なければならない。
3. 本会を利用しての宗教活動、政治活動、署名活動、および営利目的の勧誘等をしてはならない。

(賛助会員)

第 6 条 会の趣旨に賛同し本会の事業に協力する個人および団体を、幹事会の同意を得て賛助会員とすることができる。

(会員資格)

第 7 条 会員が次の何れかにいたったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、または団体が消滅したとき。
- (3) 6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (4) この会の会則に違反し、会の目的に反する行為により除名されたとき。

(役 員)

第 8 条 この会に次の役員を置く。

- (1) 幹事 10名以上20名まで  
幹事は会の運営および事業の推進を図る。
- (2) 監査役 1名以上2名まで

監査役は会計を監査する。

2. 役員は総会において選出する。
3. 監査役は幹事を兼ねることができない。
4. 監査役は職務遂行上必要あるときは、幹事会に出席することができる。

(任期)

- 第 9 条 役員は任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。
2. 役員補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(役職)

- 第 10 条 この会に次の役職を置く。
- 会長、副会長（若干名）、事務局長、会計（若干名）
2. 会長は幹事の互選により選出する。
  3. 副会長、事務局長、会計は会長が指名する。

(役職の任務)

- 第 11 条 役職の任務は次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
  - (3) 事務局長は会の事務を統括する。
  - (4) 会計は会の金銭出納を統括し、収支予算、収支報告書を作成する。

(顧問または参与)

- 第 12 条 この会に顧問または参与を置くことができる。
2. 顧問または参与は、幹事会の同意を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じるとともに、幹事会に出席し意見を述べることができる。
  3. 顧問または参与は、幹事を兼ねることができない。

(総会)

- 第 13 条 総会は次のいずれかにより開催する。
- (1) 幹事会が必要と認めたとき。
  - (2) 会員の 5 分の 1 以上からの請求があったとき。
  - (3) 監査役から招集があったとき。
2. 毎年 1 回以上開催し、次の事項を議決する。
    - (1) 年度事業報告および決算の承認
    - (2) 年度事業計画および予算
    - (3) 役員を選任
    - (4) その他、本会の運営に関する重要事項

(定足数)

- 第 14 条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開催できない。ただし、委任状の提出者は出席とする。

(議決)

第 15 条 総会の議事は、出席した会員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。議長は会員として議決に加わることができない。

(議事録)

第 16 条 総会の議事については、議事録を作成し、保管しなければならない。

(幹事会)

第 17 条 幹事会は幹事をもって構成し、会の運営および事業の執行について議決する。

2. 幹事会は会長が招集する。

3. 幹事会の議事は、幹事総数の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4. 幹事会の議事については、議事録を作成し、保管しなければならない。

5. 幹事会の円滑な運営を図るために、委員会を設けることができる。

6. 委員会の議事については、議事録を作成し、幹事会に報告しなければならない。

(事業年度)

第 18 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

(付 則)

(1) この会の会費は、個人会員は年間 3,000 円とし、年度の 6 ヶ月以上経過後の新入会者の会費は 1,800 円とする。家族会員の会費は入会時期を問わず通年 1,000 円とする。

ただし、会費の中には保険料を含む。

(2) この会の事務所は、会長宅におく。

2001 年 9 月 24 日制定、2002 年 5 月 12 日改定、2003 年 5 月 11 日改定、  
2004 年 5 月 23 日改定、2005 年 5 月 21 日改定、2008 年 5 月 25 日改定、  
2009 年 5 月 24 日改定、2010 年 5 月 15 日改定、2012 年 5 月 12 日改定、  
2013 年 5 月 11 日改定、2014 年 5 月 17 日改定、2016 年 5 月 21 日改定、  
2017 年 5 月 20 日改定